

まだ未提出の
事業所様は

被扶養者状況リストの ご提出をお願いします



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、[被扶養者資格の再確認](#)を実施しております。

10月下旬から順次「被扶養者状況リスト」をお送りしておりますので、まだご提出をされていない事業所様は、提出期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

提出期限

令和7年12月12日（金）

詳しくは
HPをご覧ください



協会けんぽ 被扶養者資格確認



令和6年度の実績

扶養から外れた方の人数：約6.3万人
高齢者医療制度への負担軽減額：約11億円
(効果額)

ご協力ありがとうございました！

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

電子申請がスタートします！

令和8年1月からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。

電子申請は郵送に係る手間がないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できる等、メリットがたくさんあります！ぜひご利用ください。



詳しくは
HPをご覧ください



協会けんぽ 電子申請



定期健康診断(事業者健診)結果データをご提供ください

労働安全衛生法に基づき、定期健康診断(事業者健診)を実施している場合、協会けんぽへ事業者健診データの提供が必要です。健診結果の活用により以下のメリットが受けられます。ぜひ健診結果のご提供をお願いします。

➤ 健診結果を提供するメリット ➤

- ◆ メタボ該当の方は、特定保健指導が無料で受けられます。(40歳から74歳の方のみ)
- ◆ 健診受診率が向上すると、インセンティブ制度※により健康保険料率引き下げにつながります。
- ◆ マイナポータル上で健診結果を閲覧できます。
- ◆ 保険者への健診結果の提供は健康経営優良法人の認定要件のひとつです。

※インセンティブ制度……5つの指標について協会けんぽ47都道府県支部を順位付けし、上位15支部の健康保険料率にインセンティブが反映されることで健康保険料率の低減になる仕組み。

健診結果を提供する3つの方法

以下3つのうち、いずれかの方法をお願いします。

事業所と健診機関が事業者健診の契約時に「協会けんぽに健診結果を提供する」旨を含んだ契約を取り交わす。

対象の健診機関からの健診結果の提供について、提供依頼書を協会けんぽへ提出する。

(事業所から) 健診結果の写し(またはデータ)を協会けんぽへ直接提供する。

「G-WALK+」アプリで企業対抗戦を開催いたします!

G-WALK+ (ジーウォークプラス) は、皆さまの日々の健康づくりをサポートする群馬県公式アプリです。

2026年
12月1日(月)～1月31日(土)

企業対抗戦

2025年度冬の陣

エントリー期間: 12月22日(月)まで

働き盛り世代の健康増進を促進させるため、群馬県との共催により、初めて協会けんぽ群馬支部の「G-WALK+」企業対抗戦も同時開催します。歩数が上位の事業所様には、上毛新聞や広報紙等への掲載を予定しております。ぜひ企業・事業所の皆さまで参加してください!



エントリーはこちら



全国健康保険協会 群馬支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬

検索

〒371-8516

前橋市古市町1-50-22 JOMOスクエア4階

☎027-896-5200(代表)

受付時間/8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く)